

佐賀県 GAP 認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が定めた基準に従って生産・出荷する生産団体等によるGAP（農業生産工程管理）の実践を県が認証する制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証対象農産物の区分

「佐賀県におけるGAP推進方針」の推進目標に掲げる米、たまねぎ、アスパラガス、ハウスマかん、梨を原則とする。

(2) 認証

農産物の生産に当たって、認証に関する基準（以下「認証基準」という。）及び認証に関する要件に適合していることを知事が認めて証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産団体等をいう。

(4) 現地調査員

農場の生産工程管理の実施状況を認証基準に基づき現地で調査する者をいい、基準を満たしているか否かの判断や改善指示、及び改善状況の確認を行う。

なお、現地調査員は知事が別途定める調査を実施する知識及び能力を有すると認める者とする。

(5) 認証審査委員会

認証等の審査の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るために設置する委員会をいう。

(認証基準)

第3条 認証基準は、「佐賀県産農産物におけるGAPの導入マニュアル」とする。

(認証の申請者要件)

第4条 認証を申請することができる生産団体等は、次の要件を満たす者とする。

(1) 県内で農産物を生産する任意組織又は法人若しくは法人による組織であること。なお、個人の生産者にあっても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にJA等を通じて食材を供給できる体制が整備できている場合には、申請を認めることとする。

(2) 前号における生産団体等は、対象とする農産物に係る統一的な生産・出荷基準を定め、当該

基準の遵守を管理する責任者(団体による申請の場合は、団体事務局責任者及び内部監査責任者)
を配置していること。

(認証申請)

第 5 条 認証を受けようとする生産団体等は、別に定める関係書類を知事に申請するものとする。

(審査)

第 6 条 知事は、前条の申請があった場合、現地調査員が行う現地調査に基づいて、認証基準に適合していることを確認するものとする。

2 知事は、現地調査の結果、認証基準に適合していることを確認した場合、認証審査委員会を開催し、認証の適否、取り消しについて判定するものとする。

(認証)

第 7 条 知事は、前条第 2 項の規定により認証が適当と判定されたときは、当該申請を認証するものとする。

(認証費用)

第 8 条 審査及び認証に要する経費は、無償とする。

(認証の有効期限)

第 9 条 認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して 1 年を経過する日の属する月末までの間とする。

(取組状況の確認)

第 10 条 知事は、認証取得者に対し、生産・出荷等の状況について、必要があると認めるときは取組状況等进行检查することができる。

2 前項において、知事は改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じよう指示することとする。

(認証内容の変更の届出)

第 1 1 条 認証取得者は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく知事に届け出るものとする。

- (1) 認証取得者の氏名又は住所 (団体にあっては、名称、代表者の氏名又は所在地) が変更になったとき。
- (2) その他知事が報告を必要と認める事由が生じたとき。

(認証の更新申請)

第 1 2 条 認証取得者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の 2 カ月前までに、知事に更新の申請をしなければならない。

- 2 第 6 条から第 9 条までの規定は、更新申請に係る審査及び認証について準用する。
- 3 更新を受けた認証の有効期間は、前回の認証の有効期間満了の日から 1 年を経過する日の属する月末までの間とする。

(認証情報の公表)

第 1 3 条 知事は、制度の概要、認証基準及び認証取得者の情報について、県のホームページ等で公表することができるものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第 1 4 条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。
- 3 認証取得者は、認証基準に則した生産管理の実践を行い、1 年に 1 回以上、自己点検や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行わなければならない。
- 4 認証取得者は、知事が行う検査等に誠実に対応しなければならない。

(認証の取消)

第 1 5 条 知事は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証審査委員会の意見を踏まえ、認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 1 0 条に基づく取組状況の確認の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していない等不適切な事実が確認され、かつ、改善指示に従わないとき。

(2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明したとき。

(3) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をしたとき。

2 知事は、認証取得者から認証を取り下げの旨の申請があった場合は、認証審査委員会を経ることなく認証を取り消すものとする。

(書類等の整備・保管)

第 1 6 条 認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等関係書類について、認証を受けた日から起算して 3 年間整備・保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(事故等の対応)

第 1 7 条 認証取得者の生産した農産物について、品質等に関する事故等が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 1 月 3 1 日から施行する。